

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第23号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）別表第4の備考の6
- (2) 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）別表第4の備考の6

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。